

## 事前協議に添付する図書

## 1 添付書類

申請人

都市計画法第32条に基づき添付すべき書類は下表のとおりです。

調査項目	添付順序	書類の名称	摘要
	1	開発行為事前協議申出書	・様式第1号
	2	開発行為協議書	・様式第2号
	3	理由書	・市街化調整区域内に限る
	4	住民票の写し	・法人は、登記簿謄本及び定款
	5	申請者の印鑑登録証明書	
	6	開発区域内権利者一覧表	・申請者を含め開発区域内のすべての権利者について記入すること
	7	開発行為同意書( )	・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建物等の権利者の同意
	8	土地登記簿謄本(登記事項証明書)	
	9	宅地建物取引業者免許証	
	10	隣接者等の同意書( )	・用途が市街化調整区域内における作業場、工場等で周辺に公害等の発生するおそれのある場合
	11	配水施設に関する協議書	・様式第3号又は様式第4号
	12	計画雨水量計算書	・別表6により算出
	13	排水等の同意	・雨水・汚水等を農業用水路に放流する場合
	14	資金計画書( )	・調達方法を裏付ける書類を添付すること
	15	設計者の資格を証する書類( )	・開発面積1ha以上の場合 ・最終学校卒業証明書等を添付
	16	資産に関する調書( )	・申請者が個人で開発面積0.3ha以上の場合
	17	事業経歴書( ) (納税証明書添付のこと)	・開発面積が0.3ha以上の場合、申請者及び工事施行者が添付
	18	建設業の許可書	・同上の場合、工事施行者が添付

1 提出書類は2部とし、原則としてA4判とすること。

2 3～14については、1部はコピーでも可。(原本がB判の場合は、拡大しないで、A判に合わせること)

3 15～18については、町が必要と認めた場合のみ添付すること。